

令和7年第6回若狭町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月18日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（14名）

1番	中村美穂	議員	2番	檜鼻貴博	議員
3番	速水真由子	議員	4番	松本弘康	議員
5番	久保幸子	議員	6番	岩本克己	議員
7番	谷川暢一	議員	8番	川島富士夫	議員
9番	倉谷明	議員	10番	増井文雄	議員
11番	藤田正美	議員	12番	熊谷勘信	議員
13番	辻岡正和	議員	14番	北原武道	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美 名 子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二 本 松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観 光 ま ち づ くり 課 長	池 田 和 哉
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子 育 て 支 援 課 長	原 田 太 輔
健 康 医 療 課 長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上 下 水 道 課 長	宮 田 雅 秋	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	中 西 み や 子	歴 史 文 化 課 長	吉 村 卓 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第62号 若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

日程第 3 議案第63号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第64号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第 5 発議第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 集落基盤整備事業実施計画の策定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 6 7 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 8 号 令和 7 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 令和 7 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 令和 7 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 令和 7 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 8 0 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 8 1 号 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 世久見うみべの家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 8 3 号 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 4 号 若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 8 5 号 若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 8 6 号 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について

- 日程第 28 発委第 3 号 若狭町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 29 議案第 87 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時57分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、増井文雄議員、11番、藤田正美議員を指名します。

～日程第2 議案第62号から日程第27 議案第86号～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」から日程第27、議案第86号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」までの26議案を一括議題とします。

この26議案のうち、発議第4号を除く25議案については、去る12月3日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、谷川暢一議員。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和7年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの10議案であります。

議案審査のため、12月4日午前9時より、委員13名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計・特別会計・企業会計に関する人件費補正ですが、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により8,279万4,000

円の増額であります。

また、議員期末手当の支給率改正により、議員報酬等が193万5,000円の増額であります。

議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,914万5,000円を追加し、予算総額を133億3,294万5,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金2,905万7,000円の増額、県支出金1,615万1,000円の増額、繰越金1億2,789万4,000円の増額、町債1,830万円の増額などあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

民生費は、訓練等給付費事業2,123万6,000円の増額、障害者介護給付費事業1,960万6,000円の増額、障害児入所給付費等事業866万8,000円の増額などあります。

農林水産業費は、水田農業機械施設等整備事業の552万8,000円の増額、漁港各種負担金及び補助金事業500万円の増額などあります。

土木費は、道路新設改良全般事業961万8,000円の増額、急傾斜地崩壊対策事業1,044万円の増額などあります。

消防費は、消防費事業883万6,000円の増額。

教育費は、給食センター費242万8,000円の増額、小学校管理費289万8,000円の増額などあります。

以上が、一般会計補正予算（第3号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、福祉課関連では、

問 自立支援医療給付事業の1人当たりの補助率と上限はどうなっているのか。

答 通常の方であれば、自己負担の3割分のうち2割分を補助する。生活保護の方の場合は、健康保険が使えないため、町が全額負担することとなる。

歴史文化課関連では、

問 ミュージアムショップの利用状況、グッズの売れ具合はどうか。

答 令和6年度のミュージアムショップ全体の売上げは131万2,000円で、そのうちガチャは43万2,000円である。令和7年11月末現在、ガチャは51万円ほどとなっており、昨年度を上回っている。

教育委員会関連では、

問 給食センター費で、緊急時対応の修繕とはどのようなものか。

答 給食センターは築39年が経過しており、配水管など見えない部分の緊急修繕が今後発生した場合を見込んだものである。

農林水産課関連では、

問 水田農業機械施設等整備事業の年間事業費の限度額はあるのか。また、予算の範囲内であれば、いつでも申請できるのか。

答 本事業の補助金は、国・県の補助制度を活用しているため、その補助額が町の限度額となる。補助金申請は、例年、前年度の8月頃に、認定農業者協議会等を通じ、農業者の方に聞き取り調査を行い、その結果を基に県と協議をしている。

問 漁港各種負担金及び補助金事業について、補助率や補助額の根拠はあるのか。

答 財源となる若狭町地域振興基金条例等では、補助率等は定めていないが、若狭三方漁協常神支所解体及び敷地整地に係る工事費用について、見積徴収した額としている。交付決定額を超えた場合は地元で負担し、下回った場合はその額になる。

建設課関連では、

問 梅街道の消雪装置改修に係る負担金は、12月補正ではなく、9月補正に間に合わなかったのか。

答 9月議会終了後に事業費が確定したため、12月補正に計上させていただいた。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万1,000円を追加し、予算の総額を13億7,468万2,000円とするもので、歳入は、繰入金で115万1,000円の増額であります。

歳出は、国民健康保険事業費納付金39万7,000円の減額、保健事業費115万1,000円の増額、基金積立金39万7,000円の増額であります。

議案第68号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ122万2,000円を追加し、予算の総額を2億4,816万4,000円とするもので、歳入は、繰入金で122万2,000円の増額、歳出は、総務費が122万2,000円の増額であります。

議案第69号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出で総務費が50万1,000円の増額、積立金が50万1,000円の減額であります。

議案第70号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ684万9,000円を減額し、予算の総額を19億7,526万3,000円とするもので、歳入の主なものは、介護保険事業勘定の国庫支出金170万9,000円の減額、支払基金交付金237万円の減額、繰入金212万7,000円の減額などです。

歳出の主なものは、介護保険事業勘定の地域支援事業費751万4,000円の減額などです。

議案第71号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出の一般管理費において予算の組替えをするものです。

議案第72号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的支出において、営業費用の予算の組替えをするものです。

議案第73号「令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において、営業費用で42万3,000円を減額するものです。

議案第74号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的支出において、営業費用で549万円を増額するものです。

議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出の医業費用311万8,000円を増額、また、資本的支出の有形固定資産購入費180万円を増額するものです。

次に、特別会計及び企業会計における主な質疑ではありますが、特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの9議案、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

総務産業建設常任委員会委員長、増井文雄議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和7年第6回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、条例の改正が3件と計画の策定が1件、指定管理者の指定が8件です。

議案審査のため、12月8日午前9時より、委員7名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、一般職以外の者に支給する旅費も含めた条例とするため、当該条例を全部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 これまで勤務地からの旅費換算としていたものを自宅からでも可能とするということだが、通勤費等の考え方はどうなるのか。

答 自宅から直接移動したほうが近い場合等も認めるものであり、所属長や副町長の決裁を受けるものとする。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、令和7年8月7日に出された人事院の勧告に準じて、特別職の職員で常勤のものとの期末手当の支給割合を改定するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 人事院勧告に準ずるとしているが、期末手当の支給割合引上げに関し、町の考え方を教えていただきたい。

答 人事院勧告は、民間等の給与等の差を鑑み出されており、一般職同様、特別職についても賃金体系を維持していきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「若狭町一般職の給与に関する条例の一部改正について」ですが、令和7年8月7日に出された人事院の勧告に準じて、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合と給料表を改定するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」ですが、集落基盤整備事業を施行するため、土地改良法の規定により、議会の議決が必要となるも

のです。

説明の後、特記すべき質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案76号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、三方区の健康増進施設ふるさと会館、朝霧区の朝霧あじさい会館、若葉区の若葉ふれあい会館、河内区のいこいの家明神荘、せせらぎ区の鯖街道伝承館の指定管理者に、それぞれの区を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 各集落のコミュニティセンターの設置はいつか。また、指定管理はいつまでとするのか。

答 建築年は、三方区の健康増進施設ふるさと会館が、平成11年で築26年、朝霧区の朝霧あじさい会館が、平成10年で築27年、若葉区の若葉ふれあい会館が、平成14年で築23年、河内区のいこいの家明神荘が、平成10年で築27年、せせらぎ区の鯖街道伝承館が、平成10年で築27年となっている。

法定耐用年数が経過すれば、町から集落へ所有権を譲渡するが、集落が法人格ではない場合は、引き続き指定管理者の指定とし、各集落で管理運営を行っていただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、縄文の里交流センターの指定管理者に、鳥浜区を指定するために、議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定と議案を分けている理由は何か。また、設置目的はどのようなものか。

答 設置条例が異なるため、議案を分けている。縄文の里交流センター建設には、補助事業を活用しており、条例の制定が必要であった。

設置目的は「農村婦人及び青年等が農業並びに生活に関する技術の発表、意見交換、農産物加工品の研究開発等を行う又は消費者に農業生産への関心を深めてもらうために、都市と農村の交流、ふれあいの拠点として、この施設を設置する」としている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、自然休養村海山経営管理所の指定管理者に、海山区を指定するために、議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、若狭町新規就農支援施設の指定管理者に、特定非営利活動法人若狭町物産協会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 指定管理者に対して将来的に譲渡することは考えていないのか。物産協会の今後の方向性を含め、考えることも必要ではないか。

答 当該施設は補助事業を活用しているため、耐用年数までは指定管理とし、適切に管理していただく。物産協会については、特産品の開発、販売、PRなど、町の補助事業を活用し活動している。

今のところ規模を拡大するという話はないが、今後、必要性が出てきた場合、相談する機会を持ちたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者に、合同会社MOTを指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から3年間、若狭町勤労福祉会館の指定管理者に、わかさ東商工会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 使用料を決めている施設が幾つかあるが、会計報告等を受けているのか。

答 指定管理者には、収入などの実績、今後の収支計画を報告していただいている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」であります。

令和8年4月1日から5年間、世久見うみべの家の指定管理者に、世久見区を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」であります。令和8年4月1日から5年間、若狭町漁業体験施設の指定管理者に、鳥浜漁業協同組合を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

教育厚生常任委員会委員長、川島富士夫議員。

○教育厚生常任委員会委員長（川島富士夫議員）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、令和7年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、指定管理者の指定3件であります。

議案審査のため、12月8日午後1時より、委員7名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第84号「若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について」であります。本案は、令和8年4月1日から3年間、若狭町地域福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 「各種福祉団体、ボランティア等の育成」とあるが、運営との関わりにおいて、どのようにされているのか。

答 平成25年の災害時には、若狭町地域福祉センター泉がボランティアセンターの拠点となって活動いただいた。また、地域における高齢者の買物や通院などの運転ボランティアの育成等を図っている。

問 指定管理者を推薦するに当たって開かれた「若狭町公の施設指定管理者選定審議会」で何か意見はなかったか。

答 特に意見はなかった。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」ですが、本案は、令和8年4月1日から3年間、若狭町介護予防拠点施設の指定管理者として、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 指定管理者を推薦するに当たって開かれた選定審議会で意見はなかったか。

答 特に意見はなかった。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」ですが、本案は、令和8年4月1日から5年間、若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者として、医療法人協会を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 「指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と協議の上、決定する」とあるが、今までに協議したことはあるか。

答 特に協議したことはない。

問 全国的に歯科の経営は厳しいということを知っているが、ここはどうか。

答 令和6年度の歯科の収支状況の報告からは、経営は安定していると感じている。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正につい

て」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

私は、賛成の立場から、以下討論を行います。

今年春に改選された第6期の議員は、20年ぶりの選挙により選出されました。私自身も選挙戦を通して、今日まで住民の負託を強く認識し、議会の見える化を意識し、取り組んでいかなければと思っているところであります。

若狭町議会では、議会の改革が必要と考え、前期から議会改革特別委員会を設置し、今期も引き続き設置しております。このように議会に対する信頼を高めるために、政策形成の質を高めるために、議会改革を早急に取り組んでいく必要があるとしております。

私は、議会改革特別委員会委員長として課せられました任務は大変重責であります。精いっぱい取り組んでまいる所存であります。

現在、議会改革特別委員会では、若狭町議会基本条例の制定に向け、条例の内容などを検討しているところであります。また、この10月には、全議員と住民約40名の方々の参加を得て、語る会を実施させていただき、たくさんの御意見や御質問をいただくなど、行政への政策提言などについても、語り合うことができました。参加された多くの方から、引き続き、このような会をたくさん開催してほしいとの要望も受け、次回の段取りもさせていただいているところであります。

今後は、議会への傍聴の案内映像制作や議会のインターネット中継など、議会の「内なる改革」をさらに進め、議会の「見える化」に取り組んでいくこととしております。二元代表制の一角をなす議会として、その役割をしっかりと認識し、取り組んでいくこと

が大変重要と考えております。

このように、引き続き議会としての役割を果たしていくことをお約束し、賛成討論と代えさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第68号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第69号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第70号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第71号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第72号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号「令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第73号「令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第74号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第76号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第77号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第78号「自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第79号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第80号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長(熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第81号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第82号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第83号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号「若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第84号「若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号「若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第85号「若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第 86 号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました

～日程第 28 発委第 3 号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第 28、発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、岩本克己議員。

○議会改革特別委員会委員長（岩本克己議員）

発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、議会の ICT 化及び開かれた議会を進める中で、議場の改修に伴い、電子採決システムによる表決を可能にするため、若狭町議会会議規則の一部を改正するものであります。

従来の表決の方法である、問題を可とする場合に起立による表決に加え、電子採決システムによる表決では、問題を可とする者については賛成のボタンを、否とする者については反対のボタンを押すこととし、その結果は、今後、場内に設置されるモニターに表示されるものです。また、インターネットを通じて、議会の様子を配信する場合にも対応できるものとなっております。

電子採決システムを採用することにより、賛否の状況が即座に明確となり、議会の透明性の確保や説明責任を果たす議会運営の一役を担うものとなります。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議会改革特別委員会委員長、岩本克己。

○議長（熊谷勘信議長）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第3号「若狭町議会会議規則の一部改正について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、発委第3号「若狭町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第29 議案第87号～

次に、日程第29、議案第87号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第87号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ3億2,717万円を追加し、予算総額を136億6,011万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で2億7,081万円の増額、県支出金で1,478万3,000円の増額、繰越金で3,709万9,000円の増額などとしております。

歳出につきましては、総務費で、食料品・物価高騰対策町民生活支援事業に2億6,969万5,000円、福井県知事選挙費に1,478万3,000円、次に、民生費で、物価高対応子育て応援手当事業に4,269万2,000円を計上させていただきました。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

(午前11時03分 休憩)

(午前 11 時 33 分 再開)

○議長 (熊谷勘信議長)

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (熊谷勘信議長)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (熊谷勘信議長)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第 87 号「令和 7 年度若狭町一般会計補正予算 (第 4 号)」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長 (熊谷勘信議長)

起立全員です。したがって、議案第 87 号「令和 7 年度若狭町一般会計補正予算 (第 4 号)」は、原案のとおり可決されました。

～日程第 30 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長 (熊谷勘信議長)

次に、日程第 30、議員派遣報告及び議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (熊谷勘信議長)

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和7年第6回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月3日の開会以来、本日まで16日間にわたり、提案されました条例の改正、また、令和7年度各会計の補正予算、そして指定管理者の指定などの議案について、終始熱心に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものがあります。

終わりに、本会期中に賜りました議員並びに理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。

閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶がございます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、条例の一部改正、令和7年度補正予算、指定管理者の指定などの案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において御審議をいただき、先ほどは、全ての議案に対しまして御承認を賜り、誠にありがとうございました。

また、最終日に上程となりましたが、国の総合経済対策に伴う、町民1人当たり2万円分の「わかさハッピー商品券」の発行、また、食料品・物価高騰対策町民生活支援事業及び子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から18歳までの全ての子供たちに、1人当たり2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当事業」について、さらには、来年1月8日に告示、1月25日に投開票が実施されます福井県知事選挙に係る事業費について、全てお認めをいただきまして、誠にありがとうございます。

国の総合経済対策に伴う事業につきましては、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。また、福井県知事選挙につきましても、1月9日から期日前投票

も始まりますので、しっかりと準備してまいります。

今後も、引き続き町民の皆様の命と暮らしを守るため、国や県の動向に注視しながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存でございますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年も残すところ僅かとなりました。議員各位におかれましても、健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えになられますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前11時39分 閉会)